

# 大田区内ケアマネジャー様向け 働きながら介護しているご家族の支援について

要介護者が年々増加しているのに比例して、“働きながら介護をしているご家族”も少なくありません。一方で、勤務先の両立支援制度をご存じない方が多く、介護のために離職につながっている方もいらっしゃいます。つきましては、ケアマネジャー様向けに企業の両立支援メニューと、「仕事と介護の両立」に関する相談窓口をご案内させていただきます。利用者様ご家族の支援にお役立てくださいませ。

## 育児・介護休業法における両立支援制度の概要

制度	概要
介護休業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 要介護状態（※1）にある対象家族（※2）1人につき通算93日まで、3回を上限として取得可能</li><li>・ 有期契約労働者も要件を満たせば取得可能（※3）</li></ul>
介護休暇	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、1日または時間（※）単位で取得可能</li><li>※令和3年1月より</li></ul>
所定外労働の制限	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護が終了するまで、残業を免除可能</li></ul>
時間外労働の制限	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護が終了するまで、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働の制限が可能</li></ul>
深夜業の制限	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護が終了するまで、午後10時から午前5時までの労働の制限が可能</li></ul>
所定労働時間の短縮等の措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業主は、利用開始の日から3年以上の期間で、2回以上利用可能な次のいずれかの措置を講じる必要あり<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 短時間勤務制度／フレックスタイム制度／時差出勤の制度／介護費用の助成措置</li></ul></li></ul>
不利益取扱いの禁止	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護休業などの制度の申し出や取得を理由とした解雇など不利益な取扱いを禁止</li></ul>
介護休業等に関するハラスメント防止措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 上司・同僚からの介護休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を講じることを事業主に義務づけ</li></ul>
介護休業給付金	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 雇用保険の被保険者が、要介護状態にある家族を介護するために介護休業を取得した場合、一定要件を満たせば、介護休業期間中に休業開始時賃金月額額の67%の介護休業給付金を支給</li></ul>

※1 要介護状態とは：介護保険制度の要介護状態区分が要介護2以上である場合のほか、介護保険制度の要介護認定を受けていない場合であっても2週間以上の期間にわたり介護が必要な状態のときには対象となります。

※2 対象家族とは：配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹および孫

※3 有期契約労働者は介護休業の申出時点で次の要件を満たすことが必要です。

・入社1年以上であること。・取得予定日から起算して、93日を経過する日から6か月を経過する日までに契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。

（出所）厚生労働省「介護で仕事を辞める前にご相談ください」リーフレット（平成31年2月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000480606.pdf>

## 「仕事と介護の両立」に向けたご相談窓口

大田区支援ネットワークでは、企業様あるいは区民の方からの「仕事と介護の両立」に関する個別相談に応じております。お仕事との両立でお困りの方がいましたら是非ご案内ください。

### 【仕事と介護の両立相談窓口】

一般社団法人大田区支援ネットワーク

TEL：03-5767-5215（平日9:00～18:00） info@ota-shen.net

大田区大森西6-2-2（株）カラーズ内